

## かごしま子育て応援企業登録マーク使用要領

かごしま子育て応援企業登録マーク（以下、登録マークという。）の使用について、以下の事項を遵守してください。

- ・登録企業以外は使用してはならない。
- ・登録マークの色は変更してはならない。
- ・登録マークの変形（縦横比が等しい拡大又は縮小を除く。）を行ってはならない。
- ・登録マークは、登録期間（一般事業主行動計画に定める計画期間）を超えて使用してはならない。

また、登録マークには、イラストレーター等のソフトを使用して、登録企業の名称を入れても使用することができますが、以下の点にご留意ください。

- ・名称を入れることができる範囲は、下記に定めるとおりとする。
- ・名称を入れる行為は、登録企業にて行うものとする。

緑色の外周より内側に文字及び絵などの一切を加えてはいけません。



※緑色の外周より内側のイラストは、九州・山口各県が連携して行う社会全体で子育てを支援する気運づくりに資する事業等について使用できる「九州子育て応援シンボルマーク」です。